

藤沢市業務分析支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、本市の人的及び財的な経営資源を最適化し、持続可能な行政運営を実現するための業務分析等の実施手法について、民間事業者のノウハウや知識等に期待することから、「公募型プロポーザル方式」により実施事業者を選定するために必要な事項について定めるもの。

1 業務の概要

(1) 業務名

藤沢市業務分析支援等業務委託

(2) 履行期間（予定）

2025年（令和7年）4月15日から2026年（令和8年）3月31日まで

(3) 委託料の上限額

33,660,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、本案件は令和7年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とする。

(4) 支払条件

完了払い

2 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市総務部行革内部統制推進室 行革担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階

電話：0466（50）3587

メールアドレス：fj-gns@city.fujisawa.lg.jp

3 参加資格

募集開始日時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

なお、募集開始日以降で契約締結までに要件を満たすことができなくなった場合は、プロポーザルの失格又は市の判断で契約の締結をしないことができるものとする。

(1) 令和2年度以降に国又は地方公共団体において、次のいずれかの業務を受託した実績（再委託による受託を除く）があること。

① 業務改革（BPR）支援に関する業務

② 業務分析の支援に関する業務

③ 業務棚卸の支援に関する業務

ただし、研修会の開催や研修講師の派遣等のみを目的とした業務及び特定のシステ

ム等の導入を前提とした業務は実績に含めない。

- (2)「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格名簿に登録されており、令和7・8年度競争入札参加資格の認定を受ける見込みがある事業者については、募集開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。また、登録のない事業者についても、指名停止の措置対象事項に該当する行為を行っていないこと。

ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、「5 参加手続き（1）提出書類ウ及びエ」の書類の提出をすることで、前述の要件に替えるものとし、参加を認める。

なお、書類の提出がない場合、又は提出書類に不足がある場合は、参加を認めない。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。

4 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

なお、プレゼンテーション審査実施日等の日程が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡することとする。

1	参加申込・質問の受付開始	2025年（令和7年）1月28日（火）
2	質問の受付締切	2025年（令和7年）2月 7日（金）
3	質問に対する回答	2025年（令和7年）2月14日（金）
4	参加申込の受付締切	2025年（令和7年）2月14日（金）
5	参加資格等通知	2025年（令和7年）2月18日（火）
6	企画提案書の受付締切	2025年（令和7年）3月 3日（月）

7	書類審査結果通知※	2025年（令和7年）3月12日（水）
8	プレゼンテーション審査	2025年（令和7年）3月18日（火）
9	最終選考結果通知	2025年（令和7年）3月25日（火）

※4者以上から提案があった場合に限り、書類審査を行う。

5 参加手続き

参加を希望する場合は、「3 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 会社概要（任意様式）：1部
- ウ 登記事項証明書（参加申込書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）：1部
- エ 次に掲げる納税証明書（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、非課税の場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）：1部

(ア) 市内に事業所がある場合

- a 法人税、消費税及び地方消費税
令和5年度納税証明書又は未納がないことの証明
- b 法人市民税
令和5年度納税証明書
- c 固定資産税（固定資産がない場合は、無資産証明）
令和5年度納税証明書及び令和6年度納期到来分の納税証明書

(イ) 市内に事業所がない場合

- a 法人税、消費税及び地方消費税
令和5年度納税証明書又は未納がないことの証明

※提出書類のうち、ウ及びエに掲げる書類は、「3 参加資格（2）」の定めにより提出が必要な事業者のみ提出するものとする。

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2025年（令和7年）1月28日（火）から
2025年（令和7年）2月14日（金）まで

※持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案募集事務局に提出時間を電話で連絡すること。郵送の

場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

(3) 参加資格等通知

2025年(令和7年)2月14日(金)午後5時までに提出書類の提出があった事業者のうち、提案募集事務局において参加資格の確認を行い、参加資格の有無及び書類審査の実施の有無について、メールにて通知を行う(2025年(令和7年)2月18日(火)予定)。

6 質疑

本募集に関する質疑がある場合には、質問書(様式2)を提出すること。

(1) 受付期間

2025年(令和7年)1月28日(火)から

2025年(令和7年)2月7日(金)まで

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へメールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

(3) 質問への回答

2025年(令和7年)2月14日(金)までに本市公式ホームページ上で回答する。
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

「5 参加手続き」において参加資格を有すると認められた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書：8部

企画提案書作成要領に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び業務担当者届出書(様式3)：原本1部、写し7部

ウ 見積書(様式4)：原本1部、写し7部

エ 受託実績報告書(様式5)：原本1部、写し7部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 提出期限

2025年(令和7年)3月3日(月)必着

※持参の場合、平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送(受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る)により提出すること。また、メールにより電子データ(PDF)を提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案募集事務局に提出時間を電話で連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

8 審査

審査に当たっては、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。企画提案書提出者が4者以上の場合は、書類審査を実施し、上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとする。書類審査を実施した場合、プレゼンテーション実施の可否については、提案募集事務局から申込事業者全てに対し、2025年（令和7年）3月12日（水）までにメールにて連絡をする。審査の詳細は藤沢市業務分析支援等業務委託公募型プロポーザル審査要領のとおり。

（1）プレゼンテーション審査実施日時

2025年（令和7年）3月18日（火）を予定

（本市が申込事業者ごとに指定した時刻から45分程度とする。）

※実施時間については、企画提案書の受付締切後、申込事業者に連絡する。

（2）実施場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎会議室（予定）

（3）時間配分

各事業者45分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答30分程度とし、準備時間は含まない）とする。

※会社説明を行う場合はプレゼンテーションの時間中に実施すること。

※出席者は、業務責任者を含め、最大5人までとする。

※プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、スクリーン、マイク、電源は、本市が用意し、その他に必要なものがある場合には、申込事業者が用意すること。

（4）最終選考結果通知

プレゼンテーション審査の結果、最高点を得た事業者を優先交渉事業者として選定し、あわせて次点の事業者を第2位交渉事業者として選定する。

最終選考結果については、2025年（令和7年）3月25日（火）（予定）までに通知する。

（5）留意事項

ア プレゼンテーション時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された企画提案書のみとする。

イ プレゼンテーションに当たっては、審査委員が企画提案書をあらかじめ一読していることを前提に、アピールポイント等を簡潔に整理し、説明すること。

ウ プレゼンテーション実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

9 契約の締結について

優先交渉事業者との協議の後、協議が整った場合には、藤沢市業務分析支援等業務委託に関わる契約を本市と締結するものとする。

（1）履行期間（予定）

2025年（令和7年）4月15日から2026年（令和8年）3月31日まで

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、本市と優先交渉事業者と協議の上で決定することとする。

なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位交渉事業者と調整を行うこととする。

10 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉事業者の選考時点において、「3 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 「1 業務の概要 (3) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、本要領に違反していることが判明したとき

11 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、選考結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (4) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、本市が公表等を行うに当たり、修正等が必要と判断した場合には、本市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。

なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。

- (5) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、2025年（令和7年）3月3日（月）までに辞退届を任意書式で提出すること。

以 上